

意見書

平成20年1月17日

総務省情報通信政策局
情報セキュリティ対策室 御中

郵便番号:135-8073
住所:東京都江東区青海 2-45 タイム24ビル17階
氏名:社団法人情報サービス産業協会
会長 浜口 友一
電話番号:03-5500-2610
電子メールアドレス:webmaster@jisa.or.jp

ASP・SaaSの情報セキュリティ対策に関する研究会報告書(案)」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

(意見提出に関する連絡窓口)
調査企画部長 田原幸朗
Tel:03-5500-2610,fax:03-5500-2630

1．経済産業省「SaaS向けSLAガイドライン」との関係について

SaaSのような新たなサービスの健全な発展のためには、まず提供サービスの内容をユーザが理解し、その上でサービスレベルについて利用者、供給者が適切な取引関係を構築できるよう環境整備を図る必要があります。利用者の安全・安心を確保するためのツールとして、今回のガイドラインは有益であります。

このようななか、平成19年11月21日に経済産業省より、新しいサービス形態であるSaaSについて、サービス利用者が認識すべきサービスレベル項目、内容等を検討する「SaaS向けSLAガイドライン(案)(以下経産省ガイドライン)」が公表されました。

一方、今回の総務省「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン(案)(以下総務省ガイドライン)」は、平成19年11月27日付けで公表された「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針(以下、情報開示指針)」とセットとなっており、その内容を確認すれば、経産省ガイドラインと重複する部分が多い内容となっています。

サービスの利用者、供給者双方にとっては、国において策定趣旨を同じくするガイドラインが2種同時並行的に策定されるのでは、ビジネス上の混乱を招くばかりで、我が国の情報化推進にとっても非効率な施策であると考えます。

是非、両省がお互いの取組について理解を深め、ガイドラインの一本化に取り組むよう検討いただきたい。

2．情報開示指針公表の際示された、「認定を行う仕組み」について

発表資料では、以下の記載があります。

『必須項目を開示し、かつ特定の項目について一定以上の要件を充たしているASP・SaaSについては、その申請を受けて「認定」を行う仕組みを準備していきます(運用開始は平成20年春を目途)。』

我々情報サービス事業者にとっても、ASP・SaaS事業は今後の成長分野として位置づけており、国が進める認定制度構築には重大な関心を持っています。

今回のガイドラインと情報開示指針との関係、制度設計等を含む認定制度全体のフレームワーク及びその取組スケジュールについては、計画段階で関連事業者の声を聞くなど、検討プロセスを明確にした対応が必要と考えます。

利用者のニーズに基づく多様で信頼性の高いサービスを適切に提供し、産業・社

会の情報化の促進に貢献するために、情報サービス産業では、すでに多くの事業者がISMS、プライバシーマーク等を取得し、コンプライアンス重視の経営を実践しています。

ASP・SaaSについても、両省の協力により策定されたガイドラインを取引に適用するよう業界内に普及することが重要であり、これ以上の認定制度は必要ないというのが業界の基本認識です。

むしろ事業者の負担を考えれば、既存の認定制度の整理統合を視野に入れた政策立案こそ重要と考えます。

以上